

昭和六三年(カ)第四三六号　メモ採取不許可国家賠償請求事件

多数意見要旨

一　憲法八二条一項の規定は、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認められたものでないことはもとより、傍聴人に対して法廷においてメモを取ることを権利として保障しているものでもない。

二　筆記行為は、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとしてされる限り、憲法二一条一項の規定の精神に照らして尊重されるべきである。傍聴人が法廷においてメモを取るとは、その見聞する裁判を認識、記憶するためにされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない。

もつとも、情報等の摂取を補助するためにする筆記行為の自由といえども、一定の合理的制限を受けることがあることはやむを得ない。法廷は、事実を審究し、法律を適用して、適正かつ迅速な裁判を実現すべく、裁判官及び訴訟関係人が全神経を集中すべき場であつて、そこにおいて最も尊重されなければならないのは、適正かつ迅速な裁判を実現することであるから、傍聴人のメモを取る行為がいささかでも法廷における公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げる場合には、それが制限又は禁止されるべきことは当然である。

しかしながら、それにもかかわらず、傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに至ることは、通常はあり得ないのであつて、特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきであり、それが憲法二二条一項の規定の精神に合致するものといふことができる。

三 裁判長には、裁判所法七一条、刑訴法二八八条二項の各規定により、法廷において裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、法廷の秩序を維持するため相当な処分をする権限が付与されている。右権限は、法廷における訴訟の運営に対する傍聴人等の妨害を抑制、排除し、適正かつ迅速な裁判の実現という憲法上の要請を満たすために裁判長に付与された権限であり、しかも、裁判所の職務の執行を妨げたり、法廷の秩序を乱したりする行為が裁判の各場面においてさまざまな形で現れ得るものであることにかんがみれば、その行使は、裁判長の広範な裁量に委ねられて然るべきものというべきであるから、その行使の要否、執るべき措置についての裁判長の判断は、最大限に尊重されなければならない。

傍聴人のメモを取る行為を規制する措置は、右権限に基づいてなされるものであるが、裁判長としては、傍聴人のメモをその自由に任せるべきであり、特に具体的

に公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるおそれがある場合においてのみ、これを制限又は禁止するという取扱いをすることが望ましいといわなければならない。

もつとも、事件の内容、傍聴人の状況その他当該法廷の具体的状況によつては、傍聴人がメモを取ることをあらかじめ一般的に禁止し、状況に応じて個別的にこれを許可するという取扱いも、傍聴人がメモを取ることを故なく妨げることとならない限り、裁量の範囲内の措置として許容される。

四 報道のための取材の自由は、憲法二一条の規定の精神に照らし、十分尊重に値するものである。右の趣旨が法廷警察権の行使に当たつて配慮されることがあつても、裁判の報道の重要性に照らせば当然であり、報道の公共性、ひいては報道のための取材の自由に対する配慮に基づき、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に對してのみ法廷においてメモを取ることを許可することも、合理性を欠く措置とい

うことはできず、憲法一四条一項の規定に違反するものではない。

五 法廷警察権の趣旨、目的、更に遡つて法の支配の精神に照らせば、その行使に当たつての裁判長の判断は、最大限に尊重されなければならないから、それに基づく裁判長の措置は、それが法廷警察権の目的、範圍を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情のない限り、国家賠償法一条一項の規定にいう違法な公権力の行使といふことはできない。このことは、傍聴人のメモを取る行為に対する法廷警察権の行使についても妥当する。

本件において、上告人がメモを取ることが、法廷内の秩序や静穩を乱したり、審理、裁判の場にふさわしくない雰囲気醸し出したり、あるいは証人、被告人に不当な影響を与えたりするなど公正かつ円滑な訴訟の運営の妨げとなるおそれがあったとはいえないのであるから、本件裁判長が法廷警察権に基づき傍聴人に対してあ

らかじめ一般的にメモを取ることを禁止した上、上告人に対しこれを許可しなかつた措置は、これを妥当なものとして積極的に肯認することはできず、合理的根拠を欠いた法廷警察権の行使というべきであるが、これが国家賠償法一条一項の規定にいう違法な公権力の行使に当たるとまでは断ずることはできない。

六 本件措置が執られた当時において、既に大多数の国民の裁判所に対する理解は深まり、法廷において傍聴人が訴訟の運営を妨害するという事態は、ほとんど影をひそめるに至っていた。裁判所としては、今日においては、傍聴人のメモに関し配慮を欠くに至つてゐることを率直に認め、今後は、傍聴人のメモを取る行為に対し配慮をすることが要請されることを認めなければならない。

もつとも、このことは、法廷の秩序や静穏を害したり、公正かつ円滑な訴訟の運営に支障を来したりすることのないことを前提とするものであることは当然であつ

て、裁判長は、傍聴人のいかなる行為であつても、いやしくもそれが右のような事態を招くものであると認めるときには、厳正かつ果断に法廷警察権を行使すべき職務と責任を有していることも、忘れられてはならない。